

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和6年5月29日)

申請者名 (法人名) _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

- ※ 問題用紙は6ページあります。
- ※ 問題番号横の括弧は関係する法令等の標題を指し、問題文末尾の括弧は関係する法令等を指します。なお、標題及び設問文は、一部語句等を修正または省略している場合があります。

I. 次の問題1から問題2の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を
() 内に記入しなさい。

問題1 (一般貨物自動車運送事業の許可)

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(貨物自動車運送事業法)

()

問題2 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営む者が他の貨物軽自動車運送事業を営む者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に限る。)を使用してする貨物の運送をいう。(貨物自動車運送事業法)

()

問題 3 (運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、一般貨物自動車運送事業者が、国土交通大臣が定めて公示した標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については認可を受けたものとみなす。
(貨物自動車運送事業法)

()

問題 4 (臨時の報告)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
(貨物自動車運送事業報告規則)

()

問題 5 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、酒気帯びの有無、安全な運転をすることができないおそれの有無、及び道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 6 (点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 7 (解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りではない。(労働基準法)

()

問題 8 (自動車の運転者の遵守事項)

自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合においては、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量の不足のため当該自動車を運転することができなくなる事又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。(道路交通法)

()

問題 9 (過労運転等の防止)

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 10 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。(道路運送法)

()

問題 11 (輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあつては、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が輸送の安全に係る規定等を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。(貨物自動車運送事業法)

()

問題 12 (運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 1 3 (日常点検整備)

自動車の所有者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法)

()

問題 1 4 (事業者等の責務)

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法)

()

問題 1 5 (遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して120日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(下請代金支払遅延等防止法)

()

問題 1 6 (整備管理者)

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。(道路運送車両法)

()

問題 1 7 (作成及び届出の義務)

常時5人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。(労働基準法)

()

問題 18 (一時抹消登録)

一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、当該自動車が滅失した場合には、その事由があった日から15日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送車両法)

()

問題 19 (運転者等台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを5年間保存しなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 20 (有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

(道路運送法)

()

問題 21 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 22 (休憩)

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。(労働基準法)

()

II. 次の問題 2 3 から問題 2 5 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 2 3 (事業計画の変更の届出)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で届出事項に該当するものに○を、そうでないものに×を記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア. 主たる事務所の名称および位置の変更
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- エ. 営業所の名称の変更
- オ. 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別

ア () イ () ウ () エ () オ ()

問題 2 4 (運転者等台帳)

運転者等台帳には必ず記載しなければならない事項がありますが、次のア～オのうち、あてはまらないものを選び () 内に記号で記入しなさい。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 運転者等の氏名、生年月日及び住所
- イ. 作成番号及び作成年月日
- ウ. 道路交通法第 1 0 8 条の 3 4 の規定による通知を受けた場合は、その概要
- エ. 運転者等の出勤状況
- オ. 運転者等の健康状態

()

問題 2 5 (過労運転等の防止)

事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者を、次の中から 2 つ選び () に記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 過去 1 年以内に事業用自動車で事故を起こした者
- ウ. 試みの使用期間中の者 (1 4 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

() ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和6年5月29日)

申請者名 (法人名) _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

- ※ 問題用紙は6ページあります。
- ※ 問題番号横の括弧は関係する法令等の標題を指し、問題文末尾の括弧は関係する法令等を指します。なお、標題及び設問文は、一部語句等を修正または省略している場合があります。

I. 次の問題1から問題2の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を
() 内に記入しなさい。

問題1 (一般貨物自動車運送事業の許可)

一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(貨物自動車運送事業法)

(×)

問題2 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を經營する者が他の貨物軽自動車運送事業を經營する者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に限る。)を使用してする貨物の運送をいう。(貨物自動車運送事業法)

(×)

問題 3 (運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、一般貨物自動車運送事業者が、国土交通大臣が定めて公示した標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については認可を受けたものとみなす。
(貨物自動車運送事業法)

(○)

問題 4 (臨時の報告)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
(貨物自動車運送事業報告規則)

(○)

問題 5 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、酒気帯びの有無、安全な運転をすることができないおそれの有無、及び道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

(○)

問題 6 (点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

(×)

問題 7 (解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りではない。(労働基準法)

(○)

問題 8 (自動車運転者の遵守事項)

自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合においては、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量の不足のため当該自動車を運転することができなくなる事又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。(道路交通法)

(○)

問題 9 (過労運転等の防止)

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

(○)

問題 10 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。(道路運送法)

(×)

問題 11 (輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあつては、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が輸送の安全に係る規定等を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。(貨物自動車運送事業法)

(○)

問題 12 (運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。(貨物自動車運送事業法)

(○)

問題 1 3 (日常点検整備)

自動車の所有者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法)

(×)

問題 1 4 (事業者等の責務)

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法)

(○)

問題 1 5 (遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して120日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(下請代金支払遅延等防止法)

(×)

問題 1 6 (整備管理者)

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。(道路運送車両法)

(○)

問題 1 7 (作成及び届出の義務)

常時5人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。(労働基準法)

(×)

問題 18 (一時抹消登録)

一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、当該自動車が滅失した場合には、その事由があった日から15日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送車両法)

(○)

問題 19 (運転者等台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを5年間保存しなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

(×)

問題 20 (有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

(道路運送法)

(○)

問題 21 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

(○)

問題 22 (休憩)

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。(労働基準法)

(○)

II. 次の問題 2 3 から問題 2 5 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 2 3 (事業計画の変更の届出)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で届出事項に該当するものに○を、そうでないものに×を記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア. 主たる事務所の名称および位置の変更
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- エ. 営業所の名称の変更
- オ. 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別

ア (○) イ (×) ウ (×) エ (○) オ (×)

問題 2 4 (運転者等台帳)

運転者等台帳には必ず記載しなければならない事項がありますが、次のア～オのうち、あてはまらないものを選び () 内に記号で記入しなさい。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 運転者等の氏名、生年月日及び住所
- イ. 作成番号及び作成年月日
- ウ. 道路交通法第 1 0 8 条の 3 4 の規定による通知を受けた場合は、その概要
- エ. 運転者等の出勤状況
- オ. 運転者等の健康状態

(エ)

問題 2 5 (過労運転等の防止)

事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者を、次の中から 2 つ選び () に記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 過去 1 年以内に事業用自動車で事故を起こした者
- ウ. 試みの使用期間中の者 (1 4 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

(ア) (ウ)

四国運輸局

法令試験実施状況

実施年月	受験者数	合格者数
令和6年5月	3	3

合格率 100%